

生徒心得

教育目標

自立：主体的に行動できる生徒

責任：社会性を備えた生徒

敬愛：人間性豊かな生徒

そこで本校では、日常の教育活動の「指導のねらい」として、次のような「重点」を設定している。

学習指導面で

- ・少人数・対話型の丁寧な指導。
- ・一人一人の生徒の学力を必ず伸ばす徹底した指導。

生活指導面で

- ・学校生活の「きまり」を守り、けじめのある行動をとらせる指導。
- ・からだを鍛えるとともに、たくましい精神と豊かな情操を養わせる指導。

登校・下校

- 1 授業の始業5分前までには登校すること。なお、原則として7:30以前には登校しないこと。
- 2 下校時刻は原則としてⅠ・Ⅱ部は17:00、Ⅲ部は21:00とする。
- 3 休日は原則として登校を禁止とする。ただし、部活動等でやむを得ず登校する場合は、所定の手続きにより許可を得ること。(P.23)
- 4 部活動はⅠ・Ⅱ・Ⅲ部が一緒に活動する。ただし、Ⅰ・Ⅱ部の生徒で時間外延長(18:30まで)を希望す

る場合は、あらかじめH R 担任、クラブ顧問等を通して、当日の昼休みまでに生徒指導部に願い出て許可を得ること。

5 登校後は、授業終了まで許可なくして校外に出てはならない。

6 バイク、自動車等による通学は禁止する。同乗も不可。また、制服・私服を問わない。

7 自転車による通学を希望する者は「自転車通学願」を生徒指導部に提出し、ステッカーの交付を受けること。

8 本校はノーチャイム制なので、各自で時間の管理に努めること。

服 裝

1 常に高校生としての自覚を持ち、清潔、質素、端正な服装をする。

2 授業日、休業日を問わず、登下校の際は本校規定の制服を着用する。

3 制服は次の通りとする。

冬服（平成27年度以後入学生）

〈男子〉

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色に白色のチェックのスラックス（学校指定のもの）

ネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

〈女子〉

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色のスカート（学校指定のもの）

リボンあるいはネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色に白色のチェックのスカート（学校指定のもの）

リボンあるいはネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

※女子用スラックス（学校指定のもの。希望者のみ）

・校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは原則として着用すること。

冬服（平成26年度以前入学生）

〈男子〉

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色のスラックス（学校指定のもの）

ネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

〈女子〉

上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）

下衣：濃灰色のスカート（学校指定のもの）

リボンあるいはネクタイ（学校指定のもの）

Yシャツ（白無地）

※女子用スラックス（学校指定のもの。希望者のみ）

・男女とも上衣の左襟に校章バッジをつけること。

・校内では上衣を脱いでもよいが、ネクタイ・リボンは原則として着用すること。

夏服（平成27年度以降入学生）

- 〈男子〉
濃灰色に白色のチェックのスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはポロシャツ（白無地）
- 〈女子〉
濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはポロシャツ（白無地）
- ・夏服着用可能期間は5月～10月とする。
- 夏服（平成26年度以前入学生）
- 〈男子〉
薄灰色のスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはポロシャツ（白無地）
- 〈女子〉
薄灰色のスカート（学校指定のもの）
Yシャツあるいはポロシャツ（白無地）
- ・夏服着用可能期間は5月～10月とする。
- ※平成26年度以前入学生も、平成27年度以降入学生と同じ制服を着用してもよい。ただし、その場合は購入したことを証明する書類を担任に提出すること。
- 4 防寒着、その他については以下に従う。
- プレザー内に着用する防寒着は、セーター（Vネック）、カーディガン、ベストとする。なお、セーター、カーディガン、ベストの色は「白・黒・濃紺・茶・グレー・ベージュ」の6色のうちの単色・無地とする。ワンポイントは可とするが、2cm四方程度のものとす

る。ライン入り・模様編みは不可とする。防寒着はプレザーの上に着用し、華美でないものとする。授業では脱ぐこと。

3 パーカーの着用、スカートの下にスウェット等を履くことは不可。

5 指輪、ネックレス、ネイル、ピアスなどの装身具を身につけたり、口紅、マニキュアなどの化粧をするなどを禁止する。

6 頭髪は清潔にして、周囲に不快感を与えないこと。地毛に、脱色、染色、パーマなど人工的に手を加えないこと。縮毛矯正を行う場合には事前に相談のこと。

7 特別な事情によりやむを得ず異装をするときは、所定の手続きを経て、あらかじめ許可を受けること。

所持品

1 生徒証、生徒手帳は常に携帯すること。

2 所持品には年次、組、氏名を明記すること。

3 他人に危害を与え、また与えるおそれのある危険物（ナイフ・カッター・ライター等）は所持しないこと。

4 貵重品、多額の金銭は持ってこないこと。やむを得ず持参する場合は、自分の責任において管理すること。

5 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 授業中は使用しないこと。

(2) T P O（時・場所・場合）に応じた使用の仕方を学ぶこと。

(3) 公共の場での使用、または大きな声での使用などモラルに欠ける使用はしないこと。

校内生活

- 1 校舎内は、社会生活の基本の場である。礼儀、言葉遣い等に気をつけること。はっきりと「あいさつ」すること。
- 2 授業中は他人に迷惑をかける言動は慎み、意欲的に学習すること。
- 3 授業中は定められた座席で学習すること。
- 4 遅刻をして入室するときは、教科担当の先生の許可を得て着席すること。
- 5 紛失、拾得、盗難、事故は直ちに先生に報告すること。
- 6 本校生徒の飲酒・喫煙は、成人・未成年であることを見わづ、学校生活の中で（校外授業、対外試合等も含む）全面的に禁止とする。なお、登下校においても禁止とする。
- 7 本校は一足制なので、ルールを守り校内美化に努めること。
 - ・校舎内に入る時には、靴の泥・汚れをマットでよく落としてから入ること。
 - ・金属類の付属している靴など、床を傷つけるようなものの立ち入りは禁止する。（スパイクなど）
 - ・靴の履き替えが必要な特別教室に入室する時は、その教室の利用規程に従うこと。
 - ・サンダル（クロックス等）での登校、校内での使用は禁止する。

校内活動

- 20 -

1 校内の集会、印刷物の発行や配布、掲示、署名、募金、販売、調査活動等に関しては、生徒指導部の許可を受けること。

- 2 次の項目に該当する行為はしてはならない。
 - ・法規に反すること。
 - ・特定の政治団体、宗教団体の宣伝活動をすること。
 - ・公序良俗に反すること。

3 学校の活動で、他校の生徒や団体などと交渉する場合は、生徒指導部の許可を得ること。

校舎・校具等の利用

- 1 学校の施設・設備・校具等を借りるときは、あらかじめ担当の先生に申し出で許可を受ける。また、返却するときは担当の先生の確認を受ける。なお、使用に当たっては大切に取り扱う。
- 2 校舎・施設・用具等は使用規定を守り、安全に気をつけ、破損・紛失・異常の場合は速やかに担当の先生に届け出る。なお、場合によっては弁済の義務を課することがある。

学習環境の整備

校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、部活動などで使用した教室・施設の美化に努める。

その他の生活

- 1 外来者に対しても礼を忘れず、応答は明確にすること。
- 2 校外においても、常に砂川高校の生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。

- 21 -

- 3 校外で事故を起こしたり、事故にあったりしたときは、必ず学校に連絡すること。
- 4 外部からの生徒への呼び出しは取り次がない。ただし用件と呼び出し人によっては、担任、顧問を通して生徒に取り次ぐ場合もある。
- 5 車による送迎は、原則禁止である。ただし、特別な事情がある場合は許可を得ること。

東京都立砂川高等学校「学則」

第1章 総 則

第1条【目的】

本校は、学校教育法の定めるところにより、単位制の高等学校普通教育を施すことを目的とする。

第2条【課程】

本校は定期制の課程及び通信制の課程を置く。

第3条【学科】

定期制課程には普通科を置き、次の部を置く。

I 部

II 部

III 部

2 通信制課程に普通科を置く。

第4条【修業年限】

本校の修業年限は、定期制課程・通信制課程とともに、本校入学以前に正規した高等学校の修業年限とあわせて3年以上とする。

2 本校の在籍年数の上限は休学、留学の期間を含めて6年とする。

第2章 年度・学期及び休業日

第5条【無学年制】

本校は、単位制・無学年制とする。

第6条【年度】

年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条【学期】

学期は、次のように定める。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第8条〔休業日〕

定時制課程の休業日は、次の通りとする。(通常制課程の休業日は、別に定める。)

土曜日・日曜日

国民の祝日

10月9日

開校記念日

10月1日

都民の日

7月21日から8月31日まで

夏季休業日

12月26日から1月7日まで

冬季休業日

3月26日から4月5日まで

春季休業日

その他東京都教育委員会が定める日

第3章 教育課程及び授業日時数

第9条〔教育課程〕

教育課程は、別に定める。

第10条〔授業日時数〕

授業日数は、別に定める。

第4章 単位の履修・修得の認定

第11条〔履修〕

教科・科目の履修の認定は、計画的・継続的にその授業を受け、出席時数が別に定める基準を下らないものとする。

第12条〔修得〕

履修した教科・科目について、その成果が目標からみて満足できるものと認められるとき、校長はその教

科・科目の所定の単位を修得したこととを認定する。

第5章 生徒定員及び教員組織

第13条〔生徒定員〕

本校生徒の定員は次の通りとする。

定時制課程 600名

通信制課程 720名

第14条〔教員組織〕

本校に校長・副校長・経営企画室長のほか、主幹教諭・主任教諭・主任造詣教諭・教諭・養護教諭・実習助手・経営企画室員、その他必要な職員を置く。

第6章 入学・留学・転学・退学・休学及び卒業

第15条〔入学〕

入学の時期は学期初めとする。

2 入学を許可される者は、学校教育法第57条及び学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者とする。

3 入学選抜の方法は、別に定める。

第16条〔転・編入〕

各課程に欠員が生じたときは、転入学・編入学を許可することができる。

第17条〔留学〕

校長は、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

2 留学の単位認定等については、別に定める。

第18条〔転退学〕

転学または退学しようとするときは、その理由を明記し、保護者または保証人から校長に申請し、その許可を受けなければならない。

2 帳学または退学しようとする者が成人の場合は、本人またはその配偶者が帳退学を申請することができる。

第19条〔休学〕

校長は、病気その他の特別の事情で3ヶ月以上出席困難と認められる者には、その年度内につき休学を許可することができます。

第20条〔卒業〕

本校で一定年限以上修業し、別に定める規程により74単位以上修得した場合は卒業を認定する。

2 前項の単位数には、次に掲げる単位数を累積加算することができる。

① 他の高等学校で修得した教科・科目の単位で、本校で認定したもの。

② その他、学校外で学修したもので、本校で認定したもの。

3 本校所定の課程を修了し、卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

4 卒業の時期は、原則として年度末とする。

第7章 授業料、その他

第21条〔授業料等〕

本校生徒の授業料及び納入方法等は、東京都立学校の授業料等収納条例の定めるところによる。

第8章 審 葉

第22条〔災害〕

校長は必要と認めたとき、生徒に貢献もしくは賃貸を与えてこれを賛賞する。

第23条〔懲戒〕

校長は、必要と認めたとき、生徒に次の懲戒を行う。

退学

停学

訓告

第24条〔退学〕

校長は、次に該当する者があるときは、退学を命ずることができる。

- ① 品行不良で改善の見込みがないと認めた者
- ② 力不足で成業の見込みがないと認めた者
- ③ 正当な理由がなくて出席が常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、その他、生徒としての本分に反する行為のあつた者
- ⑤ 所定の期日までに履修登録を行わないなど修業の意思がないと認めた者
- ⑥ 第4条2項に定める在籍年数を超える者

付 則

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 8 本学則の細則は、別に定める。

生徒心得

教育目標

自立：主体的に行動できる生徒

責任：社会性を備えた生徒

敬愛：人間性豊かな生徒

そこで本校では、日常の教育活動の「指導のねらい」
として、次のような「重点」を設定している。

学習指導面で

- 少人数・対話型の「楽な指導」
- ITを活用し、一人一人の生徒の学力を必ず伸ばす徹底した指導。

生活指導面で

- 学校生活の「きまり」を守り、はじめのある行動を
とらせる指導。
- からだを鍛えるとともに、たくましい精神と豊かな
情操を養わせる指導。

登校・下校

- 授業の始業5分前には登校すること。なお、原則として7:30以前には登校しないこと。
- 下校時刻は原則としてⅠ・Ⅱ部は17:00、Ⅲ部は21:00とする。
- 休日は原則として登校を禁止とする。ただし、部活動等でやむを得ず登校する場合は、所定の手続きによ
り許可を得ること。(P.23)
- 部活動はⅠ・Ⅱ・Ⅲ部が一緒に活動する、ただし、

I・II部の生徒で時間外延長（18：30まで）を希望する場合は、あらかじめHR担任、クラブ顧問等を通して、当日の登休みまでに生徒指導部に願い出て許可を得ること。

5 登校後は、授業終了まで許可なくして校外に出ではならない。

6 バイク、自動車等による通学は禁止する。同乗も不可。また、制服・私服を問わない。

7 自転車による通学を希望する者は「自転車通学願」を生徒指導部に提出し、ステッカーの交付を受けること。

8 本校はノーチャイム制なので、各自で時間の管理に努めること。

服 裝

1 普常に高校生としての自覚を持ち、清潔、質素、端正な服装をする。

2 授業日、休業日を問わらず、登下校の際は本校規定の制服を着用する。

3 制服は次の通りとする。
冬服（平成27年度以後入学生）

（男子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色に白色のチェックのスラックス（学校指定のもの）

（女子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色のスラックス（学校指定のもの）

（男子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色に白色のチェックのスラックス（学校指定のもの）

（女子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色に白色のチェックのスカート（学校指定のもの）

（男子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色のスカート（学校指定のもの）

（女子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色に白色のチェックのスカート（学校指定のもの）

（女子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色に白色のチェックのスカート（学校指定のもの）
（男子） 上衣：濃灰色のブレザー（学校指定のもの）
下衣：濃灰色のスカート（学校指定のもの）

夏服（平成27年度以降入学生）

〈男子〉 濃灰色に白色のチェックのスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはボロシャツ（白無地）

〈女子〉 濃灰色に白色のチェックのスカートあるいはスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはボロシャツ（白無地）

・夏服着用可能期間は5月～10月とする。

夏服（平成26年度以前入学生）

〈男子〉 濃灰色のスラックス（学校指定のもの）
Yシャツあるいはボロシャツ（白無地）

〈女子〉 濃灰色のスカート（学校指定のもの）
Yシャツあるいはボロシャツ（白無地）

・夏服着用可能期間は5月～10月とする。

※平成26年度以前入学生も、平成27年度以降入学生と同じ制服を着用してもよい。ただし、その場合は購入したことを証明する書類を担任に提出すること。

防寒具、その他について

ブレザー内に着用する防寒具は、セーター（Vネック）、カーディガン、ベストとする。なお、セーター、カーディガン、ベストの色は「白・黒・濃紺・茶・グレー・ベージュ」の6色のうちの單色・無地とする。

ワンポイントは可とするが、2cm四方程度のものとする。ライン入り・模様編みは不可とする。防寒着はブレザーの上に着用し、華美でないものとする。授業では脱ぐこと。

バーカーの着用、スカートの下にスウェット等を履くことは不可。

5 指輪、ネックレス、ピアスなどの装身具を身につけており、口紅、マニキュアなどの化粧をするのを禁止する。

6 頭髪は清潔にして、周囲に不快感を与えないこと。
地毛に、脱色、染色、パーマなど人工的に手を加えないこと。縮毛矯正を行う場合には事前に相談のこと。

7 特別な事情によりやむを得ず革製をするときは、所定の手続きを経て、あらかじめ許可を受けること。
所持品

生徒証、生徒手帳は常に携帯すること。

2 所持品には乍次、組、氏名を明記すること。
3 他人に危害を与える、また与えるおそれのある危険物（ナイフ・カッター・ライター等）は所持しないこと。
4 貴重品、多額の金銭は持てこないこと。やむを得ず持参する場合は、自分の責任において管理すること。

携帯電話・スマートフォンについて

（1）授業中は使用しないこと。
（2）TPO（時・場所・場合）に応じた使用の仕方を学ぶこと。
（3）公共の場での使用、または大きな声での使用など

モラルに欠ける使用はしないこと。

校内生活

- 1 学校生活は、社会生活の基本の場である。礼儀、言葉遣い等に気をつけること。はつきりと「あいさつ」すること。
- 2 授業中は他人に迷惑をかける言動は慎み、意欲的に学習すること。
- 3 授業中は定められた座席で学習すること。
- 4 遠刻をして入室するときは、教科担当の先生の許可を得て着席すること。
- 5 紛失、拾得、盗難、事故は直ちに先生に報告すること。
- 6 本校生徒の飲酒・喫煙は、成人・未成年であることとを問わず、学校生活の中で（校外授業、校外試合等も含む）全面的に禁止とする。なお、登下校においても禁止とする。
- 7 本校は一足制なので、ルールを守り校内美化に努めること。
・校舎内に入る時には、靴の泥・汚れをマットでよく落としてから入ること。
・金属類の付属している靴など、床を傷つけるようなものでの立ち入りは禁止する。（スパイクなど）
・靴の履き替えが必要な特別教室に入室する時は、その教室の利用規程に従うこと。
・サンダル（クロックス等）での登校、校内での使用は禁止する。

校内活動

- 1 校内の集会、印刷物の発行や配布、掲示、署名、募金、販売、調査活動等に関しては、生徒指導部の許可を受けること。
2 次の項目に該当する行為はしてはならない。
 - ・法規に反すること。
 - ・特定の政治団体、宗教団体の宣伝活動をすること。
 - ・公序良俗に反すること。
 - ・学校の活動で、他校の生徒や団体などと交渉する場合は、生徒指導部の許可を得ること。
- 3 梱舍・校具等の利用
 - 1 学校の施設・設備・校具等を借りるときは、あらかじめ担当の先生に申し出で許可を受ける。また、返却するときは担当の先生の確認を受ける。なお、使用に当たっては大切に取り扱う。
 - 2 校舎・施設・用具等は使用規定を守り、安全に気をつけ、破損・紛失・異常の場合には速やかに担当の先生に届け出る。なお、場合によっては弁済の義務を課すことがある。
- 4 学習環境の整備
 - 校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、部活動などで使用した教室・施設の美化に努める。
 - その他の生活
- 5 外来者に対して礼を忘れず、応答は明確にすること。
- 6 校外においても、常に砂川高校の生徒としての自覚

- と誇りをもつて行動すること。
- 3 校外で事故を起こしたり、事故にあつたりしたときは、必ず学校に連絡すること。
 - 4 外部からの生徒への呼び出しあは取り次がない。ただし川井と呼び出し人によつては、担任、顧問を通して生徒に取り次ぐ場合もある。
 - 5 車による送迎は、原則禁止である。ただし、特別な事情がある場合は許可を得ること。